

広島県病院事業事務委任規程を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県病院事業管理規程第三号

#### 広島県病院事業事務委任規程

(趣旨)

第一条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十三条第二項の規定に基づく広島県病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務の委任に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委任事務の処理の特例)

第二条 広島県病院事業組織規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第一号）第二条第三項に規定する病院の長（以下「院長」という。）は、次条の規定により委任された事務であっても、次の各号に掲げる場合には、その処理につき、あらかじめ、管理者の指揮を受けなければならない。

- 一 一事案が重要又は異例と認められる場合
- 二 一事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議を生じるおそれがある場合  
(各院長への共通委任)

第三条 各院長に対し、当該病院に所属する職員又は当該病院の所掌に係る次の各号に掲げる事務を委任する。

- 一 職員の事務分担の決定
- 二 院長の県内旅行及び一週間以内の県外旅行並びに職員（院長を除く。第四号において同じ。）の旅行の命令及び報告の受理
- 三 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年広島県条例第六号）第二条第一号及び第二号、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十四年広島県人事委員会規則第七号。以下この号において「規則」という。）第二条第一号から第四号まで及び第八号の規定による職員（院長を含む。第五号から第七号までにおいて同じ。）の職務専念義務の免除（規則第二条第一号及び第二号に係るものについては、管理者が免除したものの更新の場合に限る。）

四 院長の一週間以内の休暇及び職員の休暇の承認

五 職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務並びに日直及び宿直勤務の命令

六 広島県病院事業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第九号。次号において「勤務条件規程」という。）第二条の規定により職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の例により行う職員の休憩時間の短縮並びに育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限

七 勤務条件規程第三条の規定により地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法

律第百十号)第十九条の規定の例により行う職員の部分休業の承認及び取消し

八 事実の証明及び謄本、抄本等の交付

九 各種台帳等の調製及び縦覧並びに閲覧の許可等

十 軽易な公告その他の公示

十一 調査の実施及び資料の収集

十二 軽易な広報の実施

十三 申請、催告、通知、照会、回答及び届出(国又は他の都道府県に対するもので重要なものを除く。)

十四 収入の通知並びに令達予算の範囲内における支出の原因となる契約その他の行為及び支払命令

十五 物品の取得及び処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知

十六 不用となった工作物(建物を除く。)及び樹木で一件の評価額が百万円未満のものの分類換え及び処分

十七 一件五百万円未満の営繕工事(設計又は工事監理について特別の資格又は技術を必要とするものを除く。)の執行

十八 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が五百万円未満の財産の賃貸及び使用許可の更新

十九 県税外収入の徴収

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。